資料3

補助金に関するお問合せを受付ています!

東京都 総務局 総合防災部 防災管理課 防災事業推進係 補助金担当 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎11階南 電話03-5388-2485 内線25-021

帰宅困難者対策



帰宅困難者用の備蓄品購入費の6分の5が補助されます

◎ 補助金の交付を受けるには、3つの条件があります。



施設が所在する区市町村との帰宅困難者受入に関する協定の締結。



東京都帰宅困難者対策条例に定める従業員向けの備蓄品を3日分備蓄。



事業継続計画(BCP)の策定。

* 学校法人や宗教法人等については、事業継続計画に準じた防災計画等を策定する必要があります。

◎ 補助金を受けられる備蓄品目・数量

帰宅困難者1人当たりの備蓄量

○保 存 水 : 1日 3 km × 3日分 = 計 9 km

○食料品: 1日 3食×3日分 = 計 9食

○簡易トイレ : 1日 5個 × 3日分 = 計 15個

○ブランケット : 1日 3個 × 3日分 = 計 3個

*1人3日分の補助対象限度額は9,000円で、総人数の上限はありません。



◎ 補助金交付までのモデルスケジュール

